

第1回郡山市総合教育会議 議事録

【日時】平成27年6月1日（月）午前11時～午後0時10分

【場所】郡山市役所 庁議室

【次第】1 開会

2 市長あいさつ

3 協議事項

（1）郡山市総合教育会議の運営について

（2）郡山市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

（3）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

4 その他

5 閉会

【出席者】7名（敬称略）

郡山市長	品川	萬里
教育委員会委員長	阿部	晃造
同委員長職務代理者	伊藤	清郷
同 委員	今泉	玲子
同 委員	太田	宏
同 委員	阿部	亜巳
同 教育長	小野	義明

【事務局】11名

政策開発部	阿部哲郎（部長）、濱田守（次長）
政策開発課	羽田康浩（課長）、遠藤一芳（課長補佐）、齋藤健一（政策推進係長）
教育総務部	山田亨（部長）
総務課	樋口晴美（課長）、古川誠（総務管理係長）
学校教育部	堀田隆（部長）
学校管理課	柳沼文俊（課長）
学校教育推進課	原真児（課長）

【配布資料】

資料1 郡山市総合教育会議の運営について

郡山市総合教育会議運営要綱（案）

資料2 郡山市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

第2期郡山市教育振興基本計画（概要版）

資料3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

1 開会

2 市長挨拶

《品川市長》委員各位におかれましては本市教育行政に格別のお力添えを賜り誠にありがとうございます。今回の法改正の趣旨を踏まえ、より良い議論をお願いいたします。

3 協議事項

(1) 郡山市総合教育会議の運営について

《事務局（齋藤）》（資料1により説明）

（主な説明内容）

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の概要
- ・「郡山市総合教育会議運営要綱」（案）

《阿部（亜）委員》要綱案第2条の「教育委員を招集するいとまがない」とはどのようなことを想定しているのか。

《事務局（齋藤）》いじめによる自殺など生命・身体に関わることを想定している。

《品川市長》ノロウイルスなどへの対応もあると思うが。

《事務局（齋藤）》生命・身体に関わることなので該当する。

《小野教育長》緊急時は事前に電話・メール等で連絡を取るなど速やかに対応する。

《品川市長》メーリングリストによる一斉送信のほか、必要に応じて専用携帯電話を配布することも検討すべきと考える。

《阿部委員長》台風時の休校なども総合教育会議を開催するのか。

《事務局（齋藤）》そこまでは想定していない。

《品川市長》連絡は密にしていきたい。

《事務局（阿部部長）》協議事項（1）についてはよろしいですか。

《教育委員》（了承）

(2) 郡山市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

《事務局（齋藤）》（資料2により説明）

（主な説明内容）

- ・大綱とは、目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
- ・教育振興基本計画を定める場合、首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、当

該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。

《事務局（樋口課長）》（第2期郡山市教育振興基本計画の説明）

《品川市長》本市の教育振興基本計画は予算編成をする立場からすると分かりにくい。目的、手段が分からない。教育委員会がやるのか、校長がやるのか責任を明確にすべきだった。

《事務局（樋口課長）》冊子には間に合わなかったが、別紙で作成した。

《小野教育長》毎月、教育委員会を開いて、施策の内容を委員に説明し、御意見をいただいている。今後も、明確に連携を図っていく。

《品川市長》教育委員会で議論されたことを、この会議で一緒に議論していきたい。

《伊藤職務代理者》確認だが、大綱は教育振興基本計画とは別に策定する考えなのか。

《阿部委員長》教育振興基本計画は市民も参加して時間をかけて議論し策定した経過もある。今回はこの計画をもって大綱としていただきたい。今後、新たに大綱策定の必要が出れば、その時また議論をすべきである。

《品川市長》教育振興基本計画を大綱に代えるのはそれで良い。私が申したのは、教育振興基本計画に実行プランが必要ということ。

《太田委員》市長の言うことも分かるが、教育振興基本計画（概要版）は1枚で分かりやすくまとまっていると思う。計画を大綱としてよいのではないか。

《品川市長》活動指針となるものをつくって欲しいという意味である。

《小野教育長》教育委員会としては、大綱はこの計画でよいと思うがいかがか。

《品川市長》はい。

《事務局（阿部部長）》本市の教育等に関する大綱は、郡山市教育振興基本計画をもって代えることでよろしいか。

《全員》異議なし。

（3）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

《事務局（齋藤）》（資料3により説明）

（主な説明内容）

- ・学校評議員と学校運営協議会の相違点。

《品川市長》学校評議員と学校運営協議会はどう異なるのか。

《小野教育長》学校評議員は学校教育法の改正でできた制度で、地域の方々が参加する学校評価の一環。郡山市では規則に基づき、全小中学校で配置している。1校8名程度で年3回ほど開催し、学校に対する御意見等をいただいている。また、昨年度から地域の教育環境パワーアップ事業を実施し、地域の方に学校をコーディネートいただくなど、地域が学校を支援する体制は整っている。

一方、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は文科省が進めている制度だが、地域づくりの一環として地域の方々に学校を支援していただくという趣旨。大きな違いは、権限を持っており、校長は学校運営方針を承認いただかなければならない。また、人事等についても意見をいただきながら進めるようになる。これまで以上に学校及び地域の活性化を図る施策である。国は5年間で3,000校にしたい考えで、現在は全国で2,000校弱。中央教育審議会において、全ての学校に導入すべきかを検討している。

現在、郡山市では学校評議員制度が定着しており、地域コーディネーターなど学校を支援する体制は整っている。

《太田委員》学校運営協議会を設置するための手続きとはどのようなものか。

《小野教育長》もし制度を導入するのであれば規則をつくる必要がある。目的、趣旨、学校を指定する方法、委員の任命についてなど。委員は特別職の地方公務員に該当するので、学校評議員やPTA役員とは全然立場が違う。

《阿部（亜）委員》人事に対しても意見が言えるなど、今の学校評議員より権限が付与されるということは、うまく運営していければよいが、場合によっては、学校と地域が対立関係になる危険性も考えられる。今、郡山市においては、学校と地域がうまくいっていると思うので、郡山市という地域性にあった形を模索しながら進めていったほうが良いのではないか。

《品川市長》評議員と学校運営協議会を両方置くことができるのか。

《小野教育長》移行するようになる。

《品川市長》制度の目的は何か。

《小野教育長》地域活性化である。地域づくりのための学校改革であり、学校づくりのための地域づくりである。

《品川市長》現在、各学校の運営方針は教育委員会で承認するのか。

《小野教育長》現在は、届出制であって、承認ではない。一方、学校運営協議会は承認が必要となる。

《品川市長》教育委員会、校長、PTAとの関わりも含めて、2つのシステムの違いを分かりやすい資料をつくって次回提出してほしい。私は学校も結果的には、まちおこしに役立つことは望ましいと思う。

《太田委員》私は学校とまちおこしは別ではないかと考える。

《小野教育長》文科省のパンフレットにも「地域とともにある」コミュニティ・スクールとある。

《太田委員》地域の特性を考慮して考えるべき。

《品川市長》委員の皆様には十分な情報を提供差し上げて、次回また議論したい。

4 その他

なし

5 閉会